

平成20年第1回訓子府町議会定例会会議録

議事日程(第4日目)

平成20年3月14日(金曜日)

午前9時30分開議

第30 一般質問

出席議員（9名）

1番	橋本憲治君	2番	西山由美子君
3番	上原豊茂君	4番	河端芳恵君
5番	工藤弘喜君	7番	佐藤静基君
8番	山本朝英君	9番	川村進君
10番	小林一甫君		

欠席議員（0名）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した人

町長	菊池一春君
総務課長	佐藤明美君
総務課業務監	八鍬光邦君
企画財政課長	佐藤正好君
企画財政課業務監	森谷清和君
町民課長	中山信也君
福祉保健課長	佐藤純一君
福祉保健課業務監	林秀貴君
農林商工課長	山内啓伸君
農林商工課業務監	村口鉄哉君
建設課長	竹村治実君
水道課長	竹村治実君
教育長	山田日出夫君
管理課長	平塚晴康君
社会教育課長	上野敏夫君
幼稚園・保育所事務長	菅野宏君
社会教育課業務監	元谷隆人君
教育委員長	白崎隆誠君
農業委員会会長	鳥山勝見君
監査委員	山田稔君
農業委員会事務局長	遠藤琢磨君
会計管理者	三好寿一郎君

職務のため出席した事務局職員

議会事務局長	小野良次君
議会事務局係長	今田和則君

開議の宣告

議長（橋本憲治君） 皆様、おはようございます。

それでは定刻になりました。

ただいまから本日の会議を開きます。

本日の出欠報告をいたします。本日は、全議員の出席であります。

なお、白崎教育委員長から午前中欠席の報告がありました。

また、田古選挙管理委員長から欠席の報告がありました。さらに、三好会計管理者から午前中の欠席の報告があります。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりでございます。

一般質問

議長（橋本憲治君） 日程第30、昨日からの一般質問を継続いたします。

4番、河端芳恵君の発言を許します。

4番、河端芳恵君。

4番（河端芳恵君） 4番、河端です。一般質問の通告書に従って、大きく2点質問いたします。

はじめに、安心して暮らせる福祉のまちづくりをどう進めていくのか伺います。

「住み慣れた地域で、安心して暮らしたい」誰もがそう願っています。

訓子府町も少子化・高齢化が進み、高齢化率30%も間近に迫っています。また、人口減少が進み、昨年1年間で2.7%、163人と残念ながら網走管内一減少しています。

「訓子府町はどうなるのだろうか。このまま住み続けられるのだろうか」と不安を抱いている人が増えています。町長がめざしている、安心して暮らせる福祉のまちづくりについて伺います。

厳しい財政運営が続いている中で、地方自治の基本である、住民の福祉の増進を図るため、最小の経費で最大の成果を上げ「一人の不幸も見逃さない」政策を進めていくのか伺います。

十分な「災害弱者」の実態把握と適切な支援ができていますか。

町の施策の周知方法は、まだまだ不十分であり、より一層決め細やかな個別対応の必要性を感じますが、どう思いますか。

地域との連携をどのように進めていきますか。

以上、お伺いします。

議長（橋本憲治君） 町長。

町長（菊池一春君） おはようございます。ただいま河端議員から安心して暮らせる福祉のまちづくりをどのように進めていくのかということについて、4点のお尋ねをいただきましたのでお答えします。

まず、1点目の「厳しい財政状況の中で、ひとりの不幸も見逃さない施策は」とのお尋ねでございます。いかに財政状況が厳しいと言いましても、住民が安心して暮らせるまちづくりをしていくことが私ども行政の最大の使命であると認識をしておりますし、昨日の一般質問でも重ねて申し上げているところでございます。

しかしながら、一人暮らしの高齢者など、支援を必要としている方々が増えてきている現状ではもうすでにご承知のとおり、行政だけの対応は大変厳しいものがございます。町内会、実践会や民生委員、そしてまた、ボランティアなどとの連携を図りながら、ひとりの不幸も見逃さない仕組みづくりを、さらに強化する必要があると私自身は認識しているところでございます。

次に、「災害弱者の実態把握と適切な支援について」のお尋ねでございます。町には高齢者や障がい者などの情報はあるものの、個別にどの程度の支援が必要になるのかといった正確な情報はないのが実態で、必要に応じ、先に申し上げたとおり民生委員や町内会、実践会からの情報を得て、対応にあたっているのが現状でございます。1点目でご質問のありました「ひとりの不幸も見逃さない政策」実現のためにも、適切な支援ができるよう今後も実態の把握に努めてまいりたいと考えてございます。

次に、「町の施策の周知方法について、一層きめ細やかな個別対応の必要性について」のお尋ねでございますけれども、町の施策の周知方法につきましては、広報誌による周知が主でございます。施策の目的によって対象者が把握できる場合は、個別対応を取る場合もありますし、あるいはまた、後期高齢者医療制度のように、町内会や実践会や各団体を通じて担当者が出向いて、説明をするという状況も図っていらっしゃるところでございますけれども、制度的にも大変難しい場合もありますので、この点についてはご理解をいただきたいと思っております。

次に、「地域と連携をどのように進めていくのか」とのお尋ねですが、安心して暮らせる福祉のまちづくりのために、町内会、実践会や民生委員、ボランティアなどとの連携を図りながら、弱者を見守り支援をしていく仕組みづくりを今年度は努めてまいりたいということを考えているところでございます。

以上、お答えを申し上げましたので、ご理解をいただきますようお願い申し上げます。

議長（橋本憲治君） 河端芳恵君。

4番（河端芳恵君） 昨日の一般質問の中でも、民生費の伸び率と教育費のことが出ておりましたが、何故借金が増えて今公債費比率が上がったのか、その原因は民生費や教育費ではなかったと思います。今まで民生費の占める率は、逆に少なかったのじゃないかなと思います。それでただ単年度の比較で民生費うんぬんと言うのは危険だと思います。全体の中で民生費をどういうふうと考えていくのか必要なのではないかと思います。町長のお考えはどうでしょうか。

議長（橋本憲治君） 町長。

町長（菊池一春君） すでに、河端議員は1月に行われた財政分析講座を受講されておりますので、私共の歳出における、あるいは投資的な状況というのは、どういう状況なのかということをご存知の上でのご質問だというふうには私はとらえておりますけれども、いずれにいたしましても、民生費そのものは全体の中では確かに、例えば平成2年から申しますと総務費等々の中心が多い。そしてまた、平成9年度以降からは公債費比率が高くなっているということが勿論歳出の中ではございます。しかし、その中身的に見ますと投資的な経費とそしてまた、公債費等の比率が非常に高いということもご存知のとおりだと思います。これは、投資的な経費の中でもとりわけ農業を中心とした基盤整備事業やあるいは施設設備の投資ということをその時代時代の住民の要望に応じて、これらを政策的に実

施してきたと。そのことが例えば農業で言いますと、農業収益と生産力は管内では、このきたみらい農協管内でも訓子府のそうした生産力というのは、他に類を見ない力と言いますか結果が出ていることもご存知のとおりだと思います。その点で言いますと、予算規模全体の中で投資的な経費は確かに多いということもございますけれども、しかし、民生費そのものをないがしろにしてきているということではないんだということでありませう。その点で言いますと、歳出のあるいは歳入歳出のバランスを取りながら、そして今後の町政運営については、福祉や教育を自治体の本質である福祉を教育をきっちり押さえながら、財政状況の歳入歳出のバランスをとっていくという運営が求められてということ、昨日の質問でも答弁したとおりでございますので、ご理解をいただきたいと思ひます。

議長（橋本憲治君） 河端芳恵君。

4番（河端芳恵君） 災害弱者の実態ということで、まだ詳しい実態は把握できていないということですが、町の施策としまして、災害弱者緊急通報システムがありますが、これは今どのような状況になっておりますか。と言ひますのも昨年も不幸なことに孤独死があったと聞いております。そのようなことをなくすためにもやはりこういう施策が必要だと思ひます。今の状況をお知らせください。

議長（橋本憲治君） 福祉保健課長。

福祉保健課長（佐藤純一君） 災害弱者緊急通報システムのお尋ねでございますけれども、現在このシステムは町が80台ほど所有をしております。今貸し出しが75台程度、その時その時で増減がございますけれども、残りが5台程度位でひよっとすると今のシステムの中では将来的に台数が足りなくなるといふような事態も起こり得るのかなといふような状況でございます。ただ今は低所得者とか、一人暮らしとかそういう方を重点にやっているわけですが一人暮らしでなくても、最近民間のサービスも出てきているといふことでそういった部分も紹介をさせて頂いている事例がございます。

議長（橋本憲治君） 河端芳恵君。

4番（河端芳恵君） 先頃、高齢者に対するアンケートが出されたと思ひます。その中で一般の高齢者と要介護認定者、要介護認定者の中でも居宅の方と施設に入居される方といふことで、これも実態調査といふことでされたと思ひますが、その内容は回収されておりますか。

議長（橋本憲治君） 福祉保健課長。

福祉保健課長（佐藤純一君） 現在取りまとめ中でございます。集計中でございますのでもうしばらくお時間を頂きたいと思ひます。このアンケートの目的につきましては、平成21年度から始まります、第4期介護保険計画の策定、合わせまして高齢者福祉計画の策定に用いるといふことで現在取りまとめ中といふことでご理解頂きたいと思ひます。

議長（橋本憲治君） 河端芳恵君。

4番（河端芳恵君） 実はこのアンケートにつきまして、何人かの方から「こんなアンケート来てるんだけど」と聞かれたことがありましたので質問しました。先日も行政報告の中で伺いましたが、町の行政を周知する方法としまして、先ほど、広報の新聞折り込み、いろいろな町内会や団体に出向いてということがありました。ただ高齢者自体としまして、実際新聞に折り込みがあっても新聞をとっていない、先日の福祉灯油の件で言ひますと、またかと思われるかもしれませんが、私はあの制度は少ない年金の中から、ある夕方行っ

て暗くて「あれ、お留守かな」と思いましたら、「電気を我慢しているんです。」「お風呂なんか我慢してシャワーにしています。」「夜は早く寝て、朝も遅くまで寝て、なるべく暖房を使わないようにしています。」そういう方が多いんです。少ない年金の中でやりくりされて、一生懸命頑張っている方が本当に沢山いらっしゃいます。そういう方たちは町の広報誌の折り込みも見ておりませんでしたし、新聞はとっておりませんでした。老人クラブや若がえり学級などにも出かけておりませんでした。そういう方達がどれだけ多くいらっしゃるかということの実態を知って頂きたかったということです。福祉灯油のことに戻りますが、当初450世帯ということで予算組されていた中で320件。そのうちの52件の方が該当しなかったということですが、450世帯の中の268世帯、60%が申請して該当になりましたが、その残りの方はどういう理由で、中には「私はまだ余裕があるからいいわ」という方もいらっしゃったかと思いますが、本当に施策を知らない、折り込みも見ていない、隣近所とそういう話をしない、そういう方もたくさんいらっしゃるんです。私も何人かの方に「こういう施策があります。申請したらいかがですか。」と声を掛けました。でも52人の方が申請したけど該当しなかったということを知りまして、もしかして私が声掛けた方も該当しない方がいらっしゃったのかなと思ったりしました。また高齢者の方たちは役場へ申請に来るということがどれだけ大変なことなのかということも知っていただきたいと思います。これからますます介護保険のこともありますし、後期高齢者医療制度のこともありますし、福祉に関する内容は複雑で本当に難しいことがありますが、一人ひとりの方にどのようにして周知していくのが大きな課題だと思いますので、もう一度これからの方法についてお伺いします。

議長（橋本憲治君） 町長。

町長（菊池一春君） 行政報告の福祉灯油のことでも申しあげましたけれども、あの場合は行政報告でございましたから、詳しく述べることはできませんでしたけれども、お話をさせていただきます。私は本町の対象者がおよそ450件ほどいる。そのうちの申請がきたのは268件であります。60.2%であります。その内の中で受付け総数がおおよそ320件ございましたので、結果「あなたは該当ではありませんよ」と言った方が51件ございます。これは議員もご存知のとおり対象者に個人通知を出来ない。あるいはできない状況が依然としてあるということをも一つはどうしないといけないかということでございます。私は「今の職員は反省がないのではないか」という行政報告で意見をいただきましたので、私はあえて課題というふうに申しあげました。それは地方税法第22条でいう、税で得た秘密を行政内部といえども周知し、あるいは連携し、そして郵送等でも周知するということについても含めて、第22条の秘密に該当するということが乗り越えていないからであります。やっている市町村が網走や北見や津別がやっているのではないかといいことでもありますけれども、私は基本的にはその税法で言ってる守秘義務ということは、職員に対する刑法やあるいは禁固刑まであるものを、そこを乗り越えてまでそこをはっきりとした見通しがない中で、大手を振ってやれるということでは今はないという中で、今は課題と申しあげました。これは福祉施策を進める上でも、北海道や政府を含めて守秘義務と福祉施策のバランスをどうするかということ、今後の課題として私は訴えていかなければなりませんし、現実的に北海道に対しても、私は意見を主張しているところでございます。その点で言いますと、共通の課題ということでご理解をいただきたい。そして福

社灯油のことで言いますと、確かに比率的には高いということもある市町村もございます。多くは私ども以下のところが多いのですが、しかしそれは対象者人数を、例えば北見の場合ですと事業費が2,758万円、対象世帯は5,402世帯というふうに出ておりますけれども、これはおそらく対象者がこれだけにいるであろうけれども、申請する方がおよそ50パーセントだろうという見込みの数字の中で比率をあげているということも実態としてございますから、一概に高いということにはならない。そして、全道、全国の中には確かに町村職員が対象者と見受けられる人の家に1件1件訪ねて、そして申請書を持って行って「あなたは該当すると思いますから」という所を含めてやっているということも聞いております。しかしこれも、非常に厳格に言いますと、私は職員に相当の負荷が、それは法制上の負荷があるのではないかと、という意味での私は検討課題と申し上げているのです。しかし、一方で私は福祉を広く隅々まで福祉施策を実施していくという責任がございますので、その点で言うと、そういう制度的な課題を何とか解決する声を上げながらも、一方では地域の人たちにきめ細かに周知し、そして福祉施策のサービスを受けられるような状況をどうするのかというのが、今の町の課題なんです。それは行政だけでは無理です。一つはもちろん地域担当者の職員が出向くこともあるでしょう。そしてまた、町内会会議や実践会会議や、あるいは広報等で周知することもあるでしょう。しかしそれも限界があります。だから私は民生委員やボランティアやさまざまな地域の総合的な力の仕組みをきちんつくった上で、これを乗り越えていく施策が必要ではないのかというのが、答弁で申し上げている私の意味でございます。もちろん例えば、孤独死の話も出ました。本当に残念なことですが、私の知っている範囲では、数日後に発見されたということもございます。そしてそれは、一人暮らしの人に議員からも出ていましたように装置をつける。福祉保健課長から申しましたように、80台あって75台だと。これは例えばご本人が電話を押す、消防に通報される、駆け付ける。あるいは倒れる、そしてその感知器が本人が動かなかったことによって、異常を感知してこっちから電話をする。例えば、認知症の場合でしたら、一つのポケットに装置を入れながら歩く、そしてご本人がどこにいるかということ判断するということも含めてのメカニズムを利用したそういったものを実は今、これは全管内でも全道でも実施しています。しかし、それにも限界があります。これはどういうことかという、機械を押せない人、これをどうするかという問題があります。ですから例えば今までですと、ヤクルトを配達している人たちが中に声をかける、老人クラブの会長さんたちが何ヶ月にいったんか1ヶ月にいったんか訪問して、そして声を掛ける等々の施策をしてもなおかつ、まだそういった悲しい事故が状況が起きている。これはさらにきめ細かなものを、去年の町長室の解放でもお話がありました。隣のおじいさんが倒れた、お母さんが、奥様がろうあ者だった、あるいは耳が遠かった、それで近所の人駆け付けた時には既に遅かったから、だからなんとか緊急通報システムを、そういう一人暮らしでない人にもつけていただくことができないか、という要望でございます。今福祉保健課長が言いましたように、私共がつけているものは、限界があるけれども、民間のやっている幾らかの負担をすると民間のやっている、通報システムを含めて希望者に幾ばくかの料金がかかるけども斡旋し、一人暮らしでなくてもそういう事故を防ぐような装置も含めて、何とかしたいということも、私たちの施策として、今検討し一部紹介しているところがございますので、その点で言うと、さらにどのようにしても100%

ということは有り得ないかもしれませんが、しかしそういう悲しい事故が起きないような努力を町をあげて、行政は勿論でございますけれども近所の方々、地域全体で行っていくということが、私は緊急の課題ではないかというふうに認識している所でございますので、ご理解を賜りたいと思います。

議長（橋本憲治君） 河端芳恵君。

4番 河端芳恵君 税法で大きな壁になっている、先日の行政報告の中でも伺いました。ただ何回も申しますように、この件が有りまして、町長にも新聞の切り抜きを見せて、何故よその市町村出来て訓子府で出来ないんだって伺ったこともあります。そのとき今のような説明を受けました。ただ自分の中で納得できないという部分があったものですから何回もしつこく質問しました。それでそのとき何人かの方に相談して聞いてみました。その中で、たまたま地方検察庁の検事をやってる方がおりましたので、こういうことはどうなのだろうと聞いてみました。その方はその時個人情報保護法の兼ね合いで伺ったら、訓子府町の個人情報保護条例をインターネットからすぐ取り出せますし、この時のお話では町側は固く考えすぎじゃないかということもありまして、総務省の方にも聞いて頂いたりしたみたいなんですが、首長の判断になることもあるんじゃないかということも伺ったものですから、何回もしつこくお聞きしました。また、昨日の中で町内会、実践会、民生委員との連携の中でよく出てくるのが「個人情報だから伝えれない。」という個人情報保護法が大きな壁になっておりますが、訓子府町の個人情報保護条例の中で「個人の生命、健康、生活または財産を保護するため、緊急かつやむを得ないと認められるときはこの限りでない」ということもありますし、審査会というものが有りまして、実施をする前に審査会に図るとということもありますが、これからいろいろなことが出て来るとは思いますが、この審査会はどういうようなことで開かれているのでしょうか。

議長（橋本憲治君） 総務課長。

総務課長（佐藤明美君） 実は、個人情報保護審議会につきましては、そんなに事案のないものですから、しょっちゅう開く訳では無いんですけども、定期的に1年に1回位は、年間でどんなことがあったという報告程度で、実は2月に1回開いたことがございまして、消防の関係で消防の一元化のシステムに個人情報という部分でいけば、住民記録を使うという部分の是非について審議会を開いたということがございます。実体的にはその個人の財産を守るということの意味合いで開いて、北見消防の方と契約といいますか、守秘義務に対しての契約をしながら、関係町村、うちと置戸町、北見市は消防と契約を結んだという状況。これは個人の財産を守るという意味でございます。そういう意味の個人情報。ただいま町長が言いましたのは、税法上の個人情報とか守秘義務というのは別の物でございます。税法上は守秘義務ですから、勿論反を発してるのは、個人情報の関係で世間一般的にうるさくなったところがございまして、税法上ではあくまで守秘義務というのが、壁になっているという部分でございます。これは職員に限らずもしそういう立場で、公職の立場で、そういうものを知った場合に、そのことの知識をもとに教えとか、例えば尋ねることもそうなんですけども、そういうことも守秘義務の一つの規制にかかってくるという部分がございます。あくまでも税法上で言うのは守秘義務とご理解いただければ、トラブル的にはないのかなというふうに思いますけれども。

議長（橋本憲治君） 町長。

町長（菊池一春君） 他の市町村にあまり影響があっては困りますから、私はあえて答弁を控えておきましたけども、河端議員が非常に熱心にこの福祉灯油のことで、ご質問がありますので、私は北海道に町村の道の補助金がわずかとはいいいながら、限度50万円なり100万円の補助金をもっている。その補助金に対して道費を投入するということは、周知の方法にばらつきがあるということは如何なものかというご質問を道のほうにさせていただきます。これは今、検察官のお話も出ましたけども、道のほうでも最初は、それは情報公開条例の中の審査委員会にかけるとか第三者機関にかければよいのではないかと、第一義的にはそういう回答がございました。本当ですかと、それでは今総務課長が言った守秘義務という税法上の上位法令に対してのその審査会とのバランスからいうと、本当にそれで私が職員に指示をして責任を持てますか。という質問をしました。これは待ってください。当たり前のお話です。ですから私はその点でいうと、これはいろんな解釈があるでしょうけども、決して用心深くということではないですけども、福祉をより広く、多くの自治体で広げていくためにも、ここは世論的にも変えていかなければならない課題として私は理解すべきだと。ここが分かっていたきたい。私たちは、私たちの職員を含めて決してやりたくないとかそういう消極的ではなくて、そういう壁を審査委員会というさらにもっと厳格な個人の守秘義務、個人の財産に対する税法上の守秘義務を守るという義務を遂行するのも職員の大事なあれでございますので、その点での苦渋の中での業務をできる限り地域の中で周知していきたい。そして協力をいただきながら福祉灯油の施策を浸透していきたいという思いでございますので、これは冒頭申しましたように、私共も含めた課題なんだということで、何とか乗り切るために努力をさせていただきたいというのが私の考え方でございます。

議長（橋本憲治君） 河端芳恵君。

4番（河端芳恵君） 次の質問に移ります。

住民参加のまちづくりをどのように進めていくのか。

町長は「住民が主役、住民参加のまちづくり」を推進したいと言っていますが、住民の意識改革はなかなか進んでいません。

今まで各地域で行った「みんなのふるさと懇談会」や「夜間町長室開放」などに参加していない物言わぬ多数の声をどのようにして受けとめていくかが、これからのまちづくりの大きな課題だと思いますが、どう進めていきますか。

人口の半数以上は女性です。まだまだ女性の声を届ける場が少ないのが現状です。

福祉や教育など、生活者としての女性の視点での発想が求められていると思いますが、各委員会・審議会に占める女性委員の比率はどのような状態ですか。以上お伺いします。

議長（橋本憲治君） 町長。

町長（菊池一春君） ただいま「住民参加のまちづくりをどのように進めていくのか」というご質問がございました。

まず、1つ目の「みんなのふるさと懇談会や夜間町長室開放などに参加していない人の声をどのように受けとめるか」についてのご質問でございます。町政執行方針でも若干お話しさせていただきましたけれども、この2つの事業につきましては、町広報誌や訓子府新報などでのPRを行ってきておりますけれども、平成19年度では「夜間町長室開放」が現時点で8回で25人、「みんなのふるさと懇談会」（ふる懇）が延べ5回で60人と、

開催回数や参加人数も必ずしも多い状況とは言えないと考えているところでございます。

しかし、町政執行方針でも若干触れさせていただきましたが、子育て支援やお年寄りの方からの困っていることなど貴重な意見などが出されておりますし、何よりも私は月1度、第2水曜日の午後7時から8時半までは、どんなことがあっても町長は町長室に誰もこなくても、そこで待っているということを提案してまいりましたので、それを貫いているところでございます。その点でもまだまだ問題はございますけれども、潜在的に内包していることを、私自身、現在も強く認識しているところでございます。議員のご質問にもありますように、「住民が主役、住民参加のまちづくり」の推進には、この事業の普及が重要な位置を占めているところでございますので、新年度もさらにそうしたところを徹底し、より多くの町民の方々から広くご意見やご提言等をいただくための努力とそして気軽に話し合える場としての環境をつくっていくあるいは守っていく必要があると認識しているところでございます。

今後は、町内会や実践会はもちろんのこと、小規模な団体などにもさらに積極的なPRを進めてまいりたいと思いますし、先ほども申しましたように出前方式等の後期高齢者の医療制度等などの説明会などに見られるように、職員が直接出向いて、そうした説明や町政の参加の促しを、あるいは理解を頂くための努力を、皆さまと共につくっていきたいというところを考えているところでございます。

2つ目の「各委員会や審議会などに占める女性委員の比率はどのような状況になっているか」についてのご質問でございます。男女共同参画社会が提案されてからすでに、8、9年が経ってございます。本町においても少しずつではありますが、女性の参加をそして委員の占める割合が高くなってきているところでございますけれども、平成20年度予算ベースで約26の委員会等がございまして、総計290名の委員の内女性が63名、その女性が占める割合といたしまして、21.72%となっております。

確かに従前は、町の委嘱する委員につきましては、圧倒的に男性が多いのが実態だったと思います。しかし、その後、男女共同参画社会基本法の制定に伴って、全国的な流れもありますし、本町においても徐々に女性の委員が増加してきている状況でございます。現在の各種委員選考にあたり、男性でなければいけないとか、女性でなければいけないなどの区別はございませんし、今後においても積極的に女性の方々の委嘱をしていきたいと考えているところでございます。

以上、2点についてお答えさせていただきました。ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

議長（橋本憲治君） 河端芳恵君。

4番（河端芳恵君） 住民参加、住民が主役としきりに言われておりますが、住民の側からは自分たちが主役という意識がなかなか持てないものですので、私は40数年前に農協に入った時に、まず農協の組合員の顔を覚えろっていうことを良く言われました。やはりその地域に訓子府の5,800人がいる中で、やはり机の上だけの作業じゃなくて、一人一人の顔が、難しいでしょうけど、どれだけ多くの町民の実態を知っているか、ということも大きなこれからの課題になってくると思います。町長、これから地域担当職員の配置なども考えていらっしゃるようですが、その前にやはり主役である町民をどれだけ多く、町民の様子を町職員も含めて知るかという所から始まるような気がします。

いかがでしょうか。

議長（橋本憲治君） 町長。

町長（菊池一春君） 全くその通りだと認識しております。

議長（橋本憲治君） 河端芳恵君。

4番（河端芳恵君） 昨日11日までの回収だったアンケートですが、まだ町内会の方から、パラパラと届いたりしておりますが、アンケートで感じたのはどれだけ民意を町民の意識をアンケートの中から読み取るか、アンケートの設問って、つくづく難しいと思いました。アンケートの回収結果はこれからになるとは思いますが、やはりそのアンケートをもとにこれから、いろいろな施策を講じられるんでしょうが、やはり今回のアンケートのあり方、回収率そんなに高くないのかな。と思ったりしますが、これからそういう住民の意向調査をする際に、今の結果出てないから分からない部分もあると思うんですが、課題として何かありますか。

議長（橋本憲治君） 町長。

町長（菊池一春君） アンケートにつきましては、昨日のご質問にも出てましたけれども、総合計画でかなりの回収率でアンケート結果が出てるし、それが委員会やあるいはその総合計画に反映されて一つの計画管理されている、またはちょっと古くなりますけども、合併をめぐる各戸にアンケートを行ったときも、相当厳しい意見も含めて町民の皆様から行政に対する期待や不信も含めて出ているところでございます。それを行政がどのように受け止めたのか、町民の方がどのように判断したかということがあると思いますし、これはアンケートという性格をもって、すべてがどうだということは言えないかも知れませんが、しかしその結果を真摯^{しんし}に受け止めながら、私たちは仕事を進めていかななくてはならないと思います。私が町長に立候補した原因の一つに、これ程までに行政が住民から不信を抱かれているかということに対する罪悪感を含めて私はこれじゃいけないということも考えた一つでもありますので、ある意味では、職員も含めてこのアンケートは大変苦勞しておりますけども、何とかその結果に基づいて町政運営に結びつけていきたいと考えているところでございます。そして私たちはいろいろな方法で出かけて行き懇談会を行い、アンケートをやる、そしては間口を開けて町民の皆様がいつでも来ていただけるような懐を広げて、そういう姿勢を私がこの1年間貫いてきたつもりではございます。まだまだ不十分さはあるでしょう。しかし、それを持って行政のすべてに責任があるということにはならない。これは、いつの時代も、いつどんな時でも、行政はそういう姿勢を貫くということ。だから、自分たちが自治の民主主義がお任せでいいと言うことには勿論なりませんし、住民が主役としての意識が持てないということは本当に行政だけの責任かと言う、それは住民自身も責任があるのではないかと。ですから、私は町民基本条例で行政や住民や議会の責任を明確にさせていただくと。もちろん議員さん達もご努力されていると思いますけれども、行政や議会報告を議会が責任で町民に向けて、今度は募集し、集めて説明をする個人の議員も行なっていくということも勿論そうしたことも含めて、私は共同の責任で町民の皆様が政治を身近なものにしていくという努力がこれから求められていくのではないかと。大変なことですけども、その点でいいますと住民と議員の皆様と私共行政が一緒になって、大変苦勞ですけども町民基本条例をつくって、まちづくりの一步にすべきではないかというのが、私もマニフェストで申し上げたところでございますし、今果敢に職員たちが進め

ているところでございます。ご理解を賜りたいと思います。

議長（橋本憲治君） 河端芳恵君。

4番（河端芳恵君） 先ほど、各委員会・審議会に占める女性議員の比率を21.72%ということで伺いました。昨年の選挙で今まで訓子府に一人も女性議員がいなかった。その反動で2名の女性議員が出たということは、やはりいろいろな方とお話し伺いまして、今まで女性が自分たちの声を届ける場がなかったという、長年の恨み辛みと言いますか、そういうものが一挙に噴き出したような気がします。今までいろいろな方とお話を伺いまして、やはり女性はいろいろな場で活躍して一生懸命頑張ってきた、そういう脈々と続いたタスキをリレーされたのかなと、駅伝で言えばタスキを貰ったのかなという思いがいたします。やはり人口の半数以上が女性ですし、これから高齢化に向かいます、本当に女性はいろいろ心配しております。男性は女性に介護をされて先に逝くからあまり心配をなさっていらっしやらないと思いますが、女性は高齢化、一人暮らし、介護、様々なことで不安を抱えております。出来るだけ多くの委員会審議会に女性を登用していただきたいと思います。先程町長からも男女共同参画社会基本法のことが出ておりましたが、平成13年に施行されました男女共同参画社会基本法では、男女が互いに人権を尊重しつつ、責任も分かち合い、性別に関わりなく、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現を図るとして、国や地方自治体に基本的な計画を定めるように努めなければならないとしておりますが、訓子府はどうなっておりますか。

議長（橋本憲治君） 総務課長。

総務課長（佐藤明美君） 今男女共同参画社会基本法のことのお話が出ましたけども、まず前段のお話の中でありました。男の人の将来的な介護は女の人に任せるという面で見れば、この法律の部分の趣旨とは違うことございまして、例えば、ジェンダーという言葉があると思うんですけども、あれではあくまでも田舎に行けば行くほど、そうかもしれませんが、昔から慣例的に女の人はこちらのことをする、男の人はこちらのことをするべきだ。という概念といえますか、昔から慣例的に今でも残っていると思うんですよ。例えば、子育ては女の人かするべきだとかいうのは、未だに表面的には別として潜在的に思っているということもあるでしょうし、家を守るとかいう言葉もそうですけども、その概念をこの法律ではなるべく減らそう、そう一掃していこうという部分の趣旨でもう20年位経ちますかね、始まるきっかけは、そしてやっと法制化されて町の委員についても、先ほど町長の最初の答弁で言いましたように、女性の方の委員が少なかったのが徐々に増えてきているという状態になったのが、これがきっかけだと思うんですけども、ただ未だに家庭個々ですね、役場とか教育委員会に限らず、家庭個々にも未だにそういう概念、うちもそうですけども、女の人はこちらのものだという、料理を作るとかという概念を外さなければならない。社会進出の面で見ればそういうこともあるでしょうし、そのことについては徐々にですけども、自分たちが変えてく、家庭も変えてくということが今後も必要ですし、それはきゅうきゅうに、田舎に行けば行くほど封建的な部分がありますので変えていくというのが、すぐこうだからこうっていうことにはならないと思うんですけども、徐々にみんなの意識を変えていくしかないのかなというふうには思っておりますけれども。

議長（橋本憲治君） 河端芳恵君。

4番（河端芳恵君） やはり訓子府は封建的な面が強いのかなと感じてはおります。や

はりそれぞれ考え方があるとは思いますが、やはり今ここでこういう発言をしたこともきつと画期的だったと思います。女性の声を届ける場をこれからも、広く門を開いて頂くようお願いいたします。様々な質問をしましたが、最後にいずれも町民の目線に立った、町民の立場になって考えていただきたいということをお願いいたします。

議長（橋本憲治君） 町長。

町長（菊池一春君） 私は男性であろうが女性であろうが同じ目線に立って、すべての町民に同じ目線で仕事を進めていく決意で立起しましたし、職員もそのように努力をしているものと確信をしているところでございます。改めて総務課長から一般的なお話の仕方の説明をしてもらいましたが、男女共同参画という言葉がある自体が、実は男中心の社会ということは世界的にも、訓子府の男が封建的というだけではなくて、世界的にもまだそういうことがあるということでもあります。とりわけ雇用の確保や、各委員のうんぬんから言っても、国連加盟国のなかでも日本の女性の登用に至っては、70何位という非常に低い、低位の位置に来ていることを考えても、日本全体の課題でもありますし、今申しましたように、例えば、ドメスティックバイオレンスの問題一つにしても、女性がある意味では男社会と言われている中で、非常に迫害を受けているという状況があることも認識した上で、これは男女共同の課題という中で出てきていることではないのか。そしてまた、高齢化社会は農山村をとりわけ30%に私共の町で言ったら、30%の65歳以上の高齢者が多くなって来ている。そしてまた、それらの比率は限界集落という言葉がでてきているように、日本のおよそ3,000の小さな集落が消えようとしているという状況からしてみても、これは超高齢社会の農山村が抱えている、とりわけ昭和1桁時代が、もう2010年には後期高齢者社会の医療制度の対象者になっていくという時代をもう迎えているということな訳です。その点で言いますと、私は男女共同参画、そしてまた、町政の進め方は男性も女性も、そしてまた、雇用の問題にしても男だけでは日本社会の経済がもう成り立たないという客観的な事実がある。そしてそれは、女性が社会的にも仕事の面でもどんどん進出して北欧並みとはいかないまでも、女性の雇用を保障する社会システムをつくっていかねばならないというのが、政府を挙げての課題であります。そのところを捕えたうえで、私共の町がまだまだ登用率や女性の議員が初めて2人当選されたら、これらも含めて女子の参画する、そしてまた、男女共同の課題を解決していくという状況が、今こそ必要ではないのかということ、私は考える一端を申し上げまして、今後の町政もさらにさらに努力をして、そういう考え方で進めたいということでございますので、ご理解を賜りたいと思います。

議長（橋本憲治君） 河端芳恵君。

4番（河端芳恵君） これで私の質問を終わります。

議長（橋本憲治君） 4番、河端芳恵君の質問が終わりました。

ここで午前10時40分まで休憩をいたしたいと思います。

休憩 午前 10時28分

再開 午前 10時40分

議長（橋本憲治君） 休憩前に戻り会議を再開いたします。

次に3番、上原豊茂君の発言を許します。

3番、上原豊茂君。

3番（上原豊茂君） 同僚の議員から、2日間にわたってそれぞれの観点から質問がございました。私の一般質問と重複するところが、多々あるかと思えますけれども、その辺については、この部分は以前に答えたという様な事であれば明確にその旨伝えていただければ、よろしいかと思えますので、よろしく願いいたします。それでは通告書の通り、進めて参りたいと思えます。

私の質問の内容は、これからのまちづくりとその課題についてであります。

首長選挙から1年が過ぎようとしている今、菊池町政として、その思いを町政執行方針と平成20年度予算に表されたものととらえています。

国民から乖離^{かいり}した国の政策は、地方に無理難題を押し付け、地方自治の本旨を全うすることが困難な状況の中で、その本旨をもって自治体運営を目指す菊池町長の姿勢は評価するところであります。

しかし、財政縮減を続ける中で、たくさんの課題が浮き彫りになっていると思えます。

平成20年度執行方針は、事業継続を始め幅広く記述され、広く町民への配慮が認められますが、大きな変化はないものと感じています。

行政は、荒々しく大きな変化をするものではないと認識していますが、変わるべく方向を明確に示すことは、住民が生活設計を立てるためにも重要なことと考えます。

また、それらを十分理解できる環境を構築する努力が行政に求められるものと思えます。

以上の観点から、次の点について町長の所見を伺いたいと思えます。

1点目は、執行方針のなかでうたっております、「町民こそが主役」を理念とする町財政推進についてであります。施策が述べられておりますけれども、町民を主役とするための施策をどのように考えているのか、改めてお聞きしたい。

2点目は、財政安定と町民が夢を持てる取り組みについてであります。先ほども申し上げましたように、さまざまな課題が山積している中で、ある程度状況と申しますか、的を絞ってこの内容についてお聞きしたいと思えますけれども、現状の産業の充実安定や職場と申しますか、仕事の確保を含めた施策等についてであります。

3点目は、以前も関連した質問をさせていただいておりますけれども、役場内の連携の充実強化についてであります。

行財政改革が問われる中で、極めて重要な課題と私は受け止めております。

この辺について、町長がどのようにこの問題についてとらえ、方向付けしていくのかお聞かせを頂きたいと思えます。

以上であります。

議長（橋本憲治君） 町長。

町長（菊池一春君） ただいま、これからのまちづくりとその課題について、3点のお尋ねをいただきましたので、お答えさせていただきます。

まず、1点目の「町民を主役とするための施策」についてでございますけれども、ご案内のとおり、本町の財政状況は非常に厳しいものは昨日から申し上げているところでございます。歳入の半分を占める地方交付税の現状が今のままだと仮定しましても、現行水準での事業の展開やサービス提供は困難な状況にあると言えます。

限られた財源をいかに有効に、真に町民の皆さんが必要としているものに使うかを考えますと、その政策決定の過程に町民の意見が反映される仕組みが必要といえますし、ものによっては、地域が責任をもって取り組むといったことも必要になってくるところでございます。

このためには、町民の皆さんに現状を正しくご理解いただくことが重要でありまして、従来の「まちづくり懇談会」や「みんなのふるさと懇談会」をはじめとする広報・広聴活動を一層充実・強化していくことが必要であると考えているところでございます。

また、これとあわせて、行政と住民、そして議会が連携し、まちづくりを進めていくことが重要となっていますことから、この点につきましても各議員からの一般質問にもありますように、自治基本条例の制定に向けた取り組みを進めながら、その実現のために努力してまいり考えておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

次に、2点目の「財政安定と町民が夢を持てる取り組み」についてであります。正直、申しまして、現況の日本の経済状況、特に本町をはじめとする地方の市町村においては、景気回復の見通しさえない厳しい経済状況にあるということを認識しております。例えば、企業誘致など即効性のあるものについては極めて困難であるということを考えております。

しかしながら、ただ、手をこまねている訳にはまいりませんし、平成20年度には、住宅事情により町外に転出した若者世帯がUターンできるように、あるいは新たな転出を抑制するために、定住促進空き家活用事業に取り組むほか、町民グループが自主的に取り組むまちの活性化につながる事業を支援するために、元気なまちづくり総合補助金の制度創設などを新たに予算化させていただいたほか、道営畑総事業をはじめとする継続事業にも配慮をさせていただきましたので、この辺についても、所信表明でも町政執行方針でも申し上げましたとおり、ご理解をいただきたいと思っております。

次に、3点目の「役場内の連携強化」についてでございます。平成11年度に116人いました町職員は、水道会計の職員を含めた正職員の人数でございます。これが現在、88人にまで減少しておりますので、職員個々には相当の負担がかかっている現状にあると思っております。とは申しましても、町民の皆さまから提案される様々な課題に対し、担当課は勿論のこと関係課、庁舎内全体の連携を強めていかなければなりませんので、課長会議はもちろんですけれども、平成19年度からは必要に応じ、係長・課長補佐会議、さらには関係会議を開催して、課題解決に日々努力しているところでございます。

今後、地方分権が推進されることに伴い、事務事業がさらに増大し複雑化していくことが予想されますし、行政と議会、地域住民が一体となった効率的なまちづくりを進めていかなければならない厳しい現状を考えますと、組織内外の連携はますます重要になってきていることと考えておりますので、連携がないのではないかと指摘が出ないように、職員に対し注意を喚起し努力して参りたいと思っておりますのでご理解を賜りたいと思っております。

議長（橋本憲治君） 上原豊茂君。

3番（上原豊茂君） ただいま町長の方から執行方針をベースにした考え方をお示しいただきました。ここで執行方針等について見てみますと、町民からの声を受けるという施策が沢山盛り込まれているというふうに認識しております。そういう点では非常に町民の方に目を向けているのかなあというふうに感じるところでありますけれども、以前も一般

質問の中で指摘させていただきました。私は町民が主役になるべき一つの要素として、当然その状態と申しますか、行政の中身をいかに知ってもらおうかと、いうところに重点を置くべきだというふうに思っております。以前から申し上げましたように、なかなか今までの流れからすると情報開示と言いましても、町民が理解できるような中での情報開示というのが難しい。出来ていないというふうに私は認識しております。そういう意味でその部分に対してどう取り組むのかということが大きな課題だろうと、それが出来て始めて町民が主役になった。先ほどの河端議員の質問の中で答えもありましたけれども、町民が実感できる主役として実感できる状況、環境をつくるということに専念するべきでないかというふうに思う訳であります。私はその一例として、今、議会においても、当初から議論されておりますけれども、医療制度の変更等がございました。また条例の関係、町民基本条例（仮称）の制定についてもございまして、アンケートをとっているという状況もございまして、なかなか発信する側はこれでもかと思うほど情報を提供しているという認識であろうかと思っております。先ほどの町長の答弁においても、そういう感じを受けたところでもありますけれども、しかし、受ける側としては、基本的な知識がない、という中では相当細かく理解しやすい分析をして伝えると、伝えるべきところを伝えるということが大切だと思います。まず受け手がこのことがどれだけ自分の生活に生きていく上で影響があるのかと、そういう認識をしてもらえるような使い方。これが大事ではないかと思っておりますし、その工夫こそがまさに町民が主役になっているんだ。という実感を持てる対策だろうというふうに思っております。昨日の医療制度の関係でも同僚議員が細かい、いろんな状況を提示し議論をしていました。正に言えないところがたくさんあります。国が出すものはと言いますと失礼かもしれませんが、行政側は自分たちにとって都合の悪いところはできるだけ出さない。そういう姿勢があるのではないのでしょうか。しかし、先ほど言いましたように、住民にとってそのことがどれだけ重要なのか。どういう係わりを持つのか、それを伝えるべきでないかと、それが地方自治体の使命だというふうに私は思います。そういう意味で今までの流れから脱皮し、伝えるべき方法をひと工夫ふた工夫して、伝わったかどうかの確認も含めて、再度町長の回答の中にありましたけれども、非常に職員数が減っている中で極めて大変な作業かと思っておりますけれども、職員のみならず、これをどういうふうに拡大していくのか、伝えていくのかということがひと工夫必要だというふうに私は思いますが、その辺について町長の考え方をお伺いしたい。

議長（橋本憲治君） 町長。

町長（菊池一春君） 町民基本条例のことについては、もう何度もお話ししていますから、大筋として条例化をしながら、住民の声あるいは参加する仕組みづくりを条例化していくということではご理解をいただきたい。今後はその実現に向かって時間がちょっと限られているということでいきますとちょっと不十分さが出てまいりますので、ここは時間を少し長いスパンで、地域と話し合いをしたり、その実現のために努力をして住民が主権者として、主体者として、実感できるようなそういう現状をつくっていききたいということで、何とか努力していききたいということではご理解をまずいただきたいと思っております。あとは議員がおっしゃったように隠蔽^{いんぺい}と言いましょか、伝えたくない不都合な部分は町民に伝えられないという要請はないのかということ。これはご理解をいただかなければなりませんけれども、例えば後期高齢者医療制度の中で、まず第一議的に行政は新しい制度を、混乱のな

いようにできるだけ正確に伝えていくということが第一議的に、行わなければならない仕事だということでもあります。その上でこの制度に問題があるかないかということについては、例えばある種でいくと強制的に75歳以上の方が15万円なり18万円なりの所得がある人については、年金から強制的に持っていきますと、これは、事実であります。しかしそのことが日本の超高齢化社会のなかで非常に財政が国家的に厳しいという状況の中で、それじゃあ国の議論の中で、今そうでもして福祉予算を国として確保しなければいけないという政府の考え方もございますし、一方では、野党各党が昨日今日と激しい議論のしておりますけども、後期高齢者のそういったものでは、凍結すべきだという意見もあります。このときにそういう意見もありますが、どちらの側に立つかと言うのは、職員というのは基本的にはそういう課題もありますけども、状況としては、4月1日からこういう形でやっていきますということを正しくお伝えすることを一つの役割として、私はやっていかなければならないではないかと。それは、主権よりもまず状況を正しく知っていただいて、混乱のないようにしていくということ、私は、ご理解いただかなければならない。それから私たちは住民一人一人が主権者だと、そういう認識を持って頂くためにはどうするのかということにつきましては、これは理論的なことになるかもしれませんが、非常に難しい課題であります。最も難しい課題だと私は思っています。もう役場に、議員さん方に、町長に任せているんだから、いいんだよという考え方は依然としてあるのが事実であります。そのことは、否定する者何者でもありませんけども、しかし、さらにこれからのまちづくり一人一人が町民のまちづくりの主人公であるためにということ。そしてそれは、それをどう克服するかということであると、町内会、実践会活動の見直しも含めて提案をしていかなければならないのではないのでしょうか。実践会で自治公民館的な、そこであまた多い課題を提案されたものを討議して、それを行政に反映していくというような仕組みづくり抜きにして私は考えられない。もっと言うと限界集落と言われている集落が非常に少なくなってきた、その人たちの声を集落単位でどういうふうにして反映させていくかという仕組みを、もっと綿密にしていかないと非常に難しい問題だと私はとらえております。理論的には、今それでは即それができるかということ、まだまだたくさん相当の課題がございます。実践会は実践会、町内会は町内会の課題がございますので、その点でいうと確かに議員のご指摘のとおり、河端議員もおっしゃたように、まだ主人公だという認識は持てないのではないかとすることは認めざるを得ない。しかし、これは私たちの一つの課題として、受け止めていかなければならないということでご理解をいただきたいと思えます。

議長（橋本憲治君） 上原豊茂君。

3番（上原豊茂君） 沢山の課題があるというのが私もそれなりに、認識しているところでもありますけれども、例えば事細かに医療制度の問題について説明をいただきました。私は一番問題だと思うのは、国保の状況からそれ以上の負担にならないという表現が出てしまっていることですね。この問題については、むしろ負担増になる可能性があるという部分をきちんと伝えることが必要だったと思います。そういう行き違いというのが最終的にとんでもない不信感、行政と住民の不信感ということにつながっていくんだろうというふうに思います。そういう点では町長が説明した内容が全てだと、それでよしというふうに私は思っておりません。

もう一つは後半で回答いただきました、地域の再編も含めてということでありますけども、私はここで町長が提案している町民基本条例というものも、どういう形で住民に浸透させて実現していくのかということが、この意識改革のなかで大きなポイントになるだろうというふうに認識しております。そういう意味で時間がない、とかいろんなことがあります。でも可能な限りペースアップしながら、きちんとした住民の認識そういうのもこういう言い方は悪いかもしれませんが、勝ち取って行きいただきたい。よかったなあという称賛を受けれるような、そういう状況をつくりあげていただきたい。私は今まで述べた中でそうして言えるのは、今地域担当の職員を置こうとしている提案をしております。極めて職員に対して失礼な言い方かもしれませんが、今までの流れの中から見ますと、職員が町民の中に入っていき、同じ町民ですからある意味では同じ立場です。しかしながら、これは町民側にも問題がある訳ですけども、役場の職員だからという一線を引く、職員自らもそこで嫌なことを言われたくないという形で距離を置く、そういう関係がなかなか先ほどの河端議員の言われた中でもありましたけども、それぞれの状況、住民の実態、それを認識できない把握できないんじゃないか、というふうに思う訳ですね。私もそうですけども自分勝手に自分の価値観でいろんなことを判断し、言いたいことを言っています。今もそうかもしれません。しかし公僕という立場でいけば、何を求められているのか、何をしなければならぬのか、その認識をきちんと持つということが大切だと思います。そういう意味でも、もし、地域担当の職員配置をするのであれば早くやると、今私が指摘したような課題について解消していくという方向をとっていただきたい。

もう一つは町民が主役という話の中でいけば、年明けに町民を巻き込んだ財政分析講座を行いました。一定の分析の結果が出ているはずですが、これまでやって、この結果、この情報を、なぜ町民にもっとわかりやすく伝えないんだらう。私はたまたま友達の所に自分で手書きの分析の資料を持って行きました。「これでは見にくいよ。」と、「なかなかこれは理解できないよ。」と指摘を受けました。これをグラフにしてわかりやすく伝えてくれれば、一目瞭然今までの流れ、今の状況、これをしっかり町民が認識できると思うよとの指摘を受けました。そういう指摘もありましたので、それらのことに対してどう考えているかをお聞かせいただきたい。

議長（橋本憲治君） 町長。

町長（菊池一春君） 今後のまちづくりで行政の一つの町民の主役としてのまちづくりを進める上での考え方として、非常に参考になるご意見が多くございますので、担当の課長も含めて聴いているところでございますので、その考え方を参考にしながら、今後もまた町政にあたっていかなければならないと思っておりますので、その辺のところはご理解をいただきたいと思っております。例えば、1点目で言っている国保の負担について、負担部分についてのことを言わないことが問題ではないのかと、これは負担増になるし、ならない場合もあるということも含めて言っていることだと思っておりますが、しかし、非常に複雑だという場合は是非役場に来ていただき、そしてまた個別の所得の状況が分からないと適切な指導ができないということもありますから、是非そうしていただきたいということをおっしゃっている。ここはですねとらえ方で言えばそういうふうに認識されていないかもしれませんが、私たちは出かける、出来るだけ与えられた状況の中で分かりやすく説明する。それでも個別のケースを税所得や何かが今の分からない時には、一つひとつのカウ

ンセリングみたいなことも含めて、やらなければならないものについても、個別にやらせていただきますのでということにしているつもりでございますから、まだまだ不十分かもしれませんがご理解をいただきたい。

それから2点目の町民基本条例。これはなかなか見えにくい、全くその通りでございますし、広報等でもやっていますし、まち懇なんかもお話しさせていただいてますけれども、これは新しい年度、財政戦略プランも含めて町内会、実践会ごとに出かけていってやるということも含めて可能な限り時間をかけて皆さんの理解を、そしてまた広報紙などで委員さんを募集するなどの努力をして、なんとか理解を広めていきたいと考えております。

3点目であります。地域担当職員であります。これは昨日もお話しをさせていただきましたように、私はトップダウンでこうするんだとか、あなたの担当ここの配置だとか、そして行ってこい、ということを経験では1年間私は控えてきました。それは、職員が主体的にいろんな知恵を出し合って議論もし、そしてスタートする時には住民の期待に答えられるようにということで議論を待っています。今も。もちろん並行して、町内会、実践会の会長さんや、あるいはアンケートを取りながら、とりわけ実践会のアンケートで言いますと、議員がおっしゃるような期待に答えて欲しいという中身が大変盛り込まれておりますし、出来るだけ早く私はこの制度を実施したい。そして一人でも多くの人と出会う、知り合う、何よりも地域の課題を住民の皆様と共に発見するというのを、第一議的に大事にして欲しいという考え方を持っているところでございます。

それから4点目でしょうか。町の財政分析をやらせていただきました。おかげさまでというよりは限られた時間と限られた会場でございますし、内容的にはたくさんの方がこられてもということですがけれども40名定員で、公民館主催でやらせていただきましたけれども、40人を超え近隣からも含めてやらせていただきました。それはそれでアンケートを見ましても、大変な評価を得て非常に良かったと。この中身をどれだけ広げていくかということにつきましては、これは公民館はもちろんでございますけれども、さらなる学習活動を通じて、そしてまた、企画財政課を中心とする戦略プランの中でこういった中身を図表等も含めて、従来も推計の中では一般財政の中で占める投資的経費等などの図表は示しておりますけれども、これらに類するような資料提供しながら、町民の皆様に分かりやすく説明させていただくことに努めて参りたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

議長（橋本憲治君） 上原豊茂君。

3番（上原豊茂君） 丁寧な説明をいただきましたけれども、私は町民に向けての情報発信の関係で言わせていただければ基本的に国の行政から国から降りてくるいろんな制度改革等々、それを受けて町自体として町民に伝えて行くという作業であろうかと思えます。そのなかでいろんな問題点をきちんと伝えること。それはここにいる職員等々も含めてプロですからいろんな課題チェックができるという能力をもっているというふうに思います。しかし、なかなか数字ですとか、法律的な文言に対して、向き合うことが少ない町民にとっては理解しにくい。国がとっている政策が正しいのかどうかの判断もできないということもあるかと思えます。そういう意味でいろんな問題について正確に伝える。町民が住民がその政策を是とするのか非とするのか、そういうことが出来るような、そういう情報提供が必要でないのか。そういう立場を取っていただけたらというふうに願っているところ

るであります。いろいろなことがあるかと思えますけれども、とにかく町民が主役だという実感を持てるような、そういう環境になるように、町長をトップとして職員一同取り組んでいただきたいというふうに思います。時間が迫っておりますので次の課題に入りたいと思います。

財政の安定と町民が夢を持てる取り組みについてであります。

先ほど町長の答弁の中で非常に見通しが立たない、また素行と言っても企業誘致は難しい。出て行った若者たちを呼び起こすための政策もとっているというような回答もございました。それらさまざまな努力は、認めるところでありますし、この財政安定に向けて歳出の抑制に目標を立て、その目標に向かって今まで努力してきた、その行政の姿勢、自治体の姿勢、職員の姿勢、それは評価しているところであります。確かにこの努力は続けていかなければならないと思えますけれども、もう一つは入りの部分でないかと、歳出の部分に対しての基本的な姿勢は変わらず維持して、歳入に対してどう向き合うのかというのが、問われてくるだろうというふうに思います。この辺については非常にたくさんの課題、大きな山があるというふうに思っておりますけれども、絞っていきますと例えば基幹産業は農業だという言い方をしております。事実でありますね。この定例に出された補正予算の中でも、歳入の調整見直しがありました。それは農業収入減という説明があったと思っております。やはりここでいかに基幹産業を安定させるのかということも一つ大事なことでだろうと、先ほど町長の回答の中にもありましたけれども、さまざまな手法を使っていると、手立てを講じてきたというのは認めます。基盤整備も含めて、しかしどんどん状況変化がしていくわけです。そういう中で新たな課題が起きてきているというのも、もちろん周知のことだというふうに思っております。この基幹産業の案件につきましては、いろんな形で問題を提起しますと、JA きたみらいとの連携の中でと、いう一節を持って一蹴されておりました。私はかつて申し上げましたけれども、確かに農民にとって農業協同組合というのはまさに我々がふんばる土台であります。しかしながら地域の産業をどうするという視点ではかつての訓子府農業協同組合とは全然視点が違う。そこはしっかり受け止めていかなければならないと思うのです。連携をするなどということではありません。それとは全く別な視点で課題をきちんとチェックし、対処するということが必要でないかというふうに思う訳であります。その課題というのはいろんなことがあるかと思えますけれども、今例えば食糧の問題でいきますと、遺伝子組み換えの問題があります。

遺伝子組み換えの作物について食の安全ということも含めて、輸入企業、大きな商社も含めて、遺伝子組み換えはしていない食物をどう確保するか懸命に努力しているようであります。しかしなかなかそれを確保できない。むしろ、そのエリアがどんどん狭まっているということが、記事として載っておりました。世界的には12年前の70倍の作付面積が遺伝子組み換えの作物になっているということでもあります。そういう中で実はこの町に直接的な影響を持つ課題が出てまいりました。それは、数少ない企業クノール食品との関係であります。面積的にはさほど大きくありませんけれども、スイートコーンの契約栽培をしております。しかし今年になって今までの条件とは違う作付条件が出てまいりました。

今までは、デントコーンと交配しない距離、そう思える距離。しかし今回は200メートル離せということでもあります。それはまさに今言った遺伝子組み換えをした、デントコーンとの交配の心配であります。こういう問題はもちろんJAも考えなければならぬでし

ようけれども、うちの町としてクノールも支える、生産者も支える、という立場に立って何ができるか、しっかり見据えていかなければならないし、行動をおこさなければならぬと思います。こういう問題について、どのように考えるのかお聞かせいただきたい。

議長（橋本憲治君） 町長。

町長（菊池一春君） 2,3点のご質問いただきましたので、まず最初の後期高齢者の説明の問題点も、きちんと説明するべきだということのご意見も、私が町長として非常にこだわる文言でございますので、あえて言わせてもらいます。本当にそれでいいのでしょうか。確かに問題点はあるでしょうし、担当者が地域に出かけて行ったときに問題点を説明すると言うのは、私は第一義的に制度をより理解していただくということを、第一義的に職員として責任を持つべきだという考え方であります。もちろん問題点はやりだすとそれだけでも非常に大きな問題があるということも事実であります。私が政治家の立場で言うことは構いませんけれども、職員が地域に説明に出かけて行って、問題点を多く言うことが、本当にいいのか。ということはまだ迷うところでございます。

2点目です。農業協同組合のことについては、これは組合員とすなわち生産者と組合が、自分たちの農業協同組合としてどう発展させていくのかということでございますから、自治体があればこういう立場でございませぬ。今後とも連携をして訓子府農業の地域農業の発展のために努力をさせていただきたいということが、私の考え方でございます。

3点目に、北海道クノールのことでのご質問をいただきました。私は、正しくは把握しておりませぬ。現状的に言いますと、今小麦の自給率は13%、あるいは、大豆が25%、家畜の飼料となるトウモロコシ等については、飼料作物の75%輸入が頼っているという状況でございますから、そういう中で外国から輸入されてくる、そういう餌や食料にかかわるいろんな種子等を含めて、遺伝子組み換えの問題に当然、日本全体の中で危険にさらされているということは議員のご指摘のとおりでございますし、私もそのように理解してございます。本町の平成19年度の加工スイートコーンにつきましては、156ヘクタールでございます。その内の生産高でいいますと、59戸で7747万円が本町の状況でございます。これがクノール株式会社が契約栽培をしていて、それらが提案されている遺伝子組み換えになると、消費者からの離販が続くということに成りゆかないという、おそらく提案ではないかと。そうすると一方では今、出ているのは、私も担当課長に、すぐ農協等に状況を確認してほしいというお話をして指示をしたところですけども、200メートル以上離して、デントコーンとスイートコーンの圃場を離すべきだということも、出ているようでございますけれども、それは安心安全の食料をクノールが消費者に提供すること、そしてまた、一方ではホクレン等を中心として、デントコーン等についても遺伝子組み換えのそういった検査結果が出ていないという状況ではありますけども、細心の防止策を、私にとりましてはクノールも生産者も本当に大事なものでございますから、自治体としてそういうことを可能な限り、あってはならないということで防いでまいりたいですし、そしてまた逆に言うと行政で出来ることは検討していかなければならない。例えば、いろんな関係する行政報告等でもお話をさせてもらったかと思っておりますけども、農業試験場の法人化の問題、ホクレンの縮小の問題等々含めて、基幹産業で関連産業である企業がこの町に営為存続するということは、極めて大事な行政課題でございますので、その状況を注視しながら、そして今盛んに議論しているようでございますので、行政として成す

べきことをきちんとやっていかなければならないという考え方は持っておりますので、また情報提供を含めて理解と、力添えを賜りたいと思いますのでよろしく願いいたします。

議長（橋本憲治君） 上原豊茂君。

3番（上原豊茂君） 只今申し上げました、その遺伝子組み換えの課題については、私も種子の輸入元等がどこなのかという確認をしました。うち町のJA、うちではヨーロッパを主にして、基本的には遺伝子組み換えしていない種子の輸入をしている。しかしながら先程申し上げましたような現状でありますから、「その中に遺伝子組み換えをされた種が混ざっていないとは言い切れません。」という回答でありました。そういうことも踏まえてクノールが敏感に反応してきたのだらうというふう思います。ぜひこの件について町としてできること、また、このことで酪農家の飼料確保のための、デントコーン作付が規制されるようなことになっても、お互いに立つ手がなくなるということもございます。どうかその辺も十分考慮した中でも対応を考えていただきたいというふうに思います。また関連の部分でいきますと、先ほど、最初に申し上げましたように、農業基幹産業がさらに発展し充実していくというためには、そこで働く農民が光を感じる、要するに希望・夢を持てるということが大事だと思います。しかしこの厳しい状況というのはしっかり認識しているというのも実態だと思う訳であります。私も補助事業の関係については今までどおりの流れは持てないだらうという見通しを仲間たちと話すことが多々あります。今申し上げました、次の基盤整備等に対して、見通しとしてどう理解すればいいのか、要するに補助体制の問題等々でございます。またはどういう事業が取り込まれていくのかということでもあります。そういう意味では非常に町の財政が厳しい中でさらに大きな行政負担が出来るような状況にないというふうに私は認識しておりますし、今持ち上がっている畑地かんがいの問題、土地基盤整備の次期事業の取り込み、それらについても一定の方向を、前回の一般質問でも行いましたけれども、一定の確認をしていく必要があると、まさに情報としてきちんと方向を示すということが大事ではないかと思えます。そういう中で農業関係で今回の新規事業の中に農地図情報システムの事業が盛り込まれております。地籍との関係でこれを活用していくんだという説明がございました。なかなかそう理解ができないんですけども、これが例えばこれからの農業展開の中でどういう意味を持つ事業なのか、もしこのことによって何か新しいものが展開されるとすれば、当然若者たちも力づくということが考えられます。この辺についての説明を含めていただきたいというふうに思います。

議長（橋本憲治君） 農業委員会事務局長。

農業委員会事務局長（遠藤琢磨君） ただいま上原議員の方から農地地図情報システムに関してご質問いただきましたのでお答えをいたします。農地地図情報システムにつきましては町政執行方針の中でもお話ししたように、平成20年度実施を予定しております事業でございます。現在農業委員会で管理しております、農地基本台帳システムすなわち農家台帳というものです。昨年度完了をし、デジタル化されました地籍成果をリンクさせまして農地基本台帳データと地籍データが同一システム上で一元管理ができるというようなシステムでございます。このシステムの導入によりまして、農地それから農家情報の管理及び整備が的確に委員会の方で行われるということになります。日常的な農地権利移動を把握するだけではなくて、優良農地の確保ですとか、現在国、道で問題になっております遊休農地の把握。それから耕作放棄地の解消手段の資料。それから担い手育成を図るため

の基礎資料というようなことで、各種資料の作成等、農業者からの要望、国、道からの要望に対しまして、的確で敏速な対応ができるようにこのシステム導入によりまして、なるということを理解しております。このシステム導入によりまして、農業者に対して、どういう利点があるのかというようなご説明でございますが、農地の移動、それから農地の把握が農業委員会によって、行われることによりまして、農家の皆様からの要望、それから現在農地がどういう状況で移動しているのか、権利というような把握をしているのかということに対しまして、地図それからデータそういうのをご提示して、報告できるということになるかと思えます。そういうようなことでございますので、ご理解を賜りたいと思えます。

議長（橋本憲治君） 町長。

町長（菊池一春君） 限られた時間しかありませんので、簡単にご質問に答えたいと思えます。例えば農業の基盤整備事業で言う畑総事業であります。これにつきましては平成22年度までの事業を今、計画でもっておりますので、なんとかそれは私どもとしては可能な限り、実現の方向で自治体としての責任を果たしてきたいと。しかし冒頭でも申しましたように、予算要望に対して道費が金がないという問題であります。それに対して、ですからなかなか思い通りの平成22年度までに完結することができるかどうかということについては、これからの課題も道を含めた課題でございまして、なんとか生産者の方にいろんな不自由のないような状況をつくっていかねばならない。

もう1点は関連して、どうも畑総事業を見ていますと、これは入札事業で仕方ないんでありますが、よそ様の町のトラックがどんどん走っている。地元企業の車が走っていない。ということについても気になっておりますので、関係機関に私は申し入れております。地元の企業がそうした事業に対して、地元が金を払っている者に対して、地元の企業が積極的に参加できないということはおかしいじゃないかという意見も含めて、私は申し上げているところとございますので、ここのところをご理解いただきたい。さらには平成23年以降の畑総をどうするか、それからさらには畑かんをどうするかという議論がございませぬ。これは平成18年3月の定例議会で全町的な畑かん事業は、議会でやらないということのお話もあったようでございますけれども、しかし、状況的には北見市の相内や端野を含めて、国営事業を導入してくるといふ、それでも調査に入っているというお話も聞いております。そして「訓子府町やれよ」というお話も入っているのも事実でございます。私は時間がありませんので、詳しいことは述べませんけれども、いずれにしても私共の町がもし畑かん事業でやると例えば、駒里、弥生、高園、柏丘、福野、1,500ヘクタール事業費で申しますと85億円で、そのうちの利益者負担が8.75億円でございますから、約9億円のお金を自治体が丸抱えなんてとんでもないということでもあります。生産者も負担する、しかしそれは本当に訓子府の農業の未来のために、5年なり10年なりの準備とそして実際には15年ほどかかった中で、それ以降の実施になるという状況の事業を「はい、わかりました、すぐやります。」という状況ではないと。改めて、開発建設部の次長と部長には生産者の意向意識がきちりまとまって訓子府町として、この町の農業の未来のために必要なものは、経費負担が伴っても時間が長くかかったとしてもやる時にはやらざるを得ない。やるべきだと。しかしその時にはきたみらい農協のお力添えもいただかなければ、イエスという答えはなかなか出せない。何よりも生産者の皆さん方が未来の基盤

整備をどう考えるのかという議論を改めて私はさせていただくということを関係機関に申しておりますので、まだ今のところ私のところに、きたみらい農協からもそういうお話は正式にはございませんので、改めてそういう議論をしていきたい。取り分け昨日も申していますように、こうした問題を財政をどう立ち行くかという問題と統治をどうするか、理事者としての考えかた、町長としてどうするかと言ったときの一つの政策決定に議会と一緒に、政策検討会的な考え方が必要なのではないかと。ということが私が何度かお話ししている昨日からの私自身の考えでございますので、ある意味では住民の声を行政と議会が一体になって困難を乗り越えていくという、私はそこに産業政策があるというふうにご理解を賜りたいと思います。

議長（橋本憲治君） 上原豊茂君。

3番（上原豊茂君） 厳しいお言葉ありがとうございます。残り少なくなりましたので、この関係ではまだまだ人口等の確保等、様々な課題がありますし、その辺についても、確認をしたいなというふうに思っておりましたけれども、それも含めて最後の3点目の課題に入りたいと思います。

役場庁舎内の連携自立強化の関係であります。前段でも申し上げたように、非常に財政的に厳しい。しかし、サービス低下をできるだけ抑えるという視点からしますと、いかに効率的な金の運用をするかということになるかと思えます。そういう意味では、かつてのような縦の流れ、自分のエリアだけを守っていればいいという観点からそれぞれの立場と関連する分野については、積極的に情報交換し方向付けをしていく、そして効率的な金の運用をしていくということが大事になるかと思えます。そういう意味では、職員の基本的に、自分が困ったと思ってもなかなか私自身もそうですけれども、何十年という積み重ねの中での意識は意図的に努力しなければ、変わっていかないというふうに思いますので、是非その辺の改革が必要ではないかと思えます。そういう問題を含めて一つ前段の部分と関係しますけれども、町部局と教育行政という区割りがあります。私は気になっているのは、後継者の動きであります。何が気になるかといいますと、先ほど前段で町長の回答にもありましたように、農業後継者が北見から結婚して、北見に住居を構え通勤すると、で実を言いますと、私の仲間からこんな話を聞きました。「困ったものだ」と、これは町長も聞いていると思えますけれども、これから後継者として熟成し結婚するという子供達が、結婚したら自分も北見から通うという意識がすでに植え付けられているという。これは大変なことだなあと、農業という就業に対する意識の問題。なぜそうなるのか、地域の仲間としての連携、その地域に対する思い、そういうのが相当変化してきたなという感じがします。私ごときの青年活動の時は、朝まで飲み明かしているんな議論をし、時には、どつき合いまでしたということもあります。そういうなかで仲間のいるところに自分も住み続けるんだと、ここで頑張るんだ、そんなものが沸々と燃え上がってきたりしておりました。やっぱりそういう教育そのことが農業関係のいろいろな情報交換のなかでそれぞれの部署の中での課題それを突き出してくることによって、今、教育行政、社会教育として何を取り組むのかと、どうこの問題に対処するのか。学校教育以外にもいろんな展開の仕方があるかと思えます。ぜひそういう意味では、最初に言いましたようにたくさんの課題がございます。ぜひ我々も先ほど町長が言いましたように議員としても様々な問題に対して目を配り、気を配る。努力をする。ということも大切だと思っておりますけれども、ぜひ行

政として出来る限りの努力、課題をきちんと明らかにし、取り組んでいただきたい。また、我々に対して投げかけることがあれば、ぜひ問題提起をしていただきたいというふうに思います。何かこのことについてお答えがあればいただきたいと思います。

議長（橋本憲治君） 町長。

町長（菊池一春君） 1点目です。私はあまた多い課題を行政は、持っております。今議員がおっしゃるように、議会と行政と住民が一緒になって、この難局を乗り越えていきたいという気持ちでいっぱいあります。やり残していることは沢山あります。例えばクノールの富永社長と約束していることで、改めて町の職員と一緒にクノールの工場、あるいはホクレンの実験牧場の今の牧場も変わってきております。それらを改めて施設の見学をさせて頂きたいと。こんなことも含めて地元にある企業をやっぱり職員がぜひ状況を知るということをまだやり残しておりますので、この約束は果たさなければならないということでございます。

2点目です。これも何度も申しあげましており、ホクレンの職員が訓子府に住宅がなくて、北見から通ってるということも含めて、すでに、農業後継者が場所がないかとか住宅がないかという意見がどんどん寄せられているというも、本当にその通りだと思います。何としても課題解決したいということで、今回予算計上させていただきましたけれども、改めてさらに積極的に住宅問題についても、考えていかなければならないと感じてるところでございます。

3点目であります。改めて私が町長になってから、4Hクラブや今度また青年団の総会等にも顔を出すようにしています。出来るだけ若い人の意見を聴きながら、この後継者たちが私共の町の農業の未来を切り開くという確信の元に町をつくっていくんだということで、社会教育、教育行政全体とも連携しながら、今後行政を進めていきたいと考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。

議長（橋本憲治君） 上原豊茂君。

3番（上原豊茂君） 以上をもって、私の一般質問を終わりますけれども、今回残念ながら出来なかった部分については次の機会に延ばしたいと思います。

議長（橋本憲治君） 3番、上原豊茂君の質問が終わりました。

これにて一般質問を終了いたします。

予算審査特別委員会設置

議長（橋本憲治君） お諮りいたします。

平成20年度各会計予算及びこれに関連する議案を審議するため、議長を除く議員をもって構成する予算審査特別委員会を設置し、議案第17号、議案第21号から議案第23号及び議案第7号から議案第13号までの各案を付託することにしたいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」との声あり）

議長（橋本憲治君） 異議なしと認めます。

よって、議長を除く議員を予算審査特別委員に選任し、特別委員会に議案第17号、議案第21号から議案第23号及び議案第7号から議案第13号までの各案の審査を付託することに決定しました。

休会の議決

議長（橋本憲治君） お諮りいたします。

予算審査特別委員会の審査のため、ただいまから付託案件審査終了までの間、休会といたしたいと思いをします。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」との声あり）

議長（橋本憲治君） 異議なしと認めます。

よって、ただいまから予算審査特別委員会に付託した案件の審査が終了するまでの間、この定例会を休会とすることに決定しました。

散会の宣言

議長（橋本憲治君） 本日はこれにて本会議を散会いたします。

午後から予算審査特別委員会を行います。

ここで昼食のため休憩をいたしたいと思いをします。

午後1時から行いますので、ご参集お願いいたします。

ご苦労さまでした。

散会 午前11時43分